

小樽市建築基準法施行条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>最近改正 令和5年3月17日条例第14号</p> <p>(特殊建築物の敷地の形態)</p> <p>第3条 法別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物(料理店、飲食店及び物品販売業を営む店舗又は自動車車庫で、その用途に供する部分の床面積の合計(同一敷地内に2以上の自動車車庫がある場合においては、その床面積の合計)が、それぞれ50平方メートル以下のものを除く。)の敷地は、路地状部分のみによって道路に接してはならない。ただし、<u>同欄(二)項</u> _____、(四)項(百貨店、展示場又はダンスホールの用途に供するものを除く。)又は(五)項の用途に供する特殊建築物で、当該用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以下のものの敷地及び下宿、共同住宅、寄宿舎、長屋又は1戸建ての住宅に附属する床面積の合計(同一敷地内に2以上の自動車車庫がある場合においては、その床面積の合計)が100平方メートル以下の自動車車庫の敷地は、その路地状部分の幅員が4メートル以上で、かつ、その長さが25メートル以下の場合においては、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(構造)</p> <p>第33条 床面積の合計が100平方メートルを超える自動車車庫又は自動車修理工場で次の各号のいずれかに該当するものは、その主要構造部(直上に階のある場合は、その直上の床を含む。)及びその下階の部分の主要構造部を1時間準耐火構造(最上階から数えた階数が5以上の階の<u>特定主要構造部</u>は、耐火構造)としなければならない。</p> <p>(1) 直上に2以上の階を有するもの</p> <p>(2) 直上に床面積の合計が100平方メートルを超える住戸又は住室を有するもの</p> <p>(3) 1階以外の階にあるもの</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(耐火設計された建築物に対する制限の特例)</p> <p>第59条の3 令第108条の4第3項に該当する建築物(次項に規定する建築物を除く。)に対する第6条ただし書、第8条、第13条、第22条第1項及び第2項、第33条第1項並びに第34条第1項の規定の適用については、当該建築物の部分で<u>特定主要構造部</u>であるものの構造は、耐火構造とみなす。</p> <p>2 令第108条の4第4項に該当する建築物に対する第13条及び第34条第1項の規定の適用については、当該建築物の部分で<u>特定主要構造部</u>であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防</p>	<p>制 定 昭和43年3月22日条例第16号</p> <p>(特殊建築物の敷地の形態)</p> <p>第3条 法別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物(料理店、飲食店及び物品販売業を営む店舗又は自動車車庫で、その用途に供する部分の床面積の合計(同一敷地内に2以上の自動車車庫がある場合においては、その床面積の合計)が、それぞれ50平方メートル以下のものを除く。)の敷地は、路地状部分のみによって道路に接してはならない。ただし、<u>法別表第一(イ)欄(二)項</u>、(四)項(百貨店、展示場又はダンスホールの用途に供するものを除く。)又は(五)項の用途に供する特殊建築物で、当該用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以下のものの敷地及び下宿、共同住宅、寄宿舎、長屋又は1戸建ての住宅に附属する床面積の合計(同一敷地内に2以上の自動車車庫がある場合においては、その床面積の合計)が100平方メートル以下の自動車車庫の敷地は、その路地状部分の幅員が4メートル以上で、かつ、その長さが25メートル以下の場合においては、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(構造)</p> <p>第33条 床面積の合計が100平方メートルを超える自動車車庫又は自動車修理工場で次の各号のいずれかに該当するものは、その主要構造部(直上に階のある場合は、その直上の床を含む。)及びその下階の部分の主要構造部を1時間準耐火構造(最上階から数えた階数が5以上の階の<u>主要構造部</u>は _____、耐火構造)としなければならない。</p> <p>(1) 直上に2以上の階を有するもの</p> <p>(2) 直上に床面積の合計が100平方メートルを超える住戸又は住室を有するもの</p> <p>(3) 1階以外の階にあるもの</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(耐火設計された建築物に対する制限の特例)</p> <p>第59条の3 令第108条の3第3項に該当する建築物(次項に規定する建築物を除く。)に対する第6条ただし書、第8条、第13条、第22条第1項及び第2項、第33条第1項並びに第34条第1項の規定の適用については、当該建築物の部分で<u>主要構造部</u>であるものの構造は、耐火構造とみなす。</p> <p>2 令第108条の3第4項に該当する建築物に対する第13条及び第34条第1項の規定の適用については、当該建築物の部分で<u>主要構造部</u>であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防</p>

火設備とみなし、第6条ただし書、第8条、第22条第1項及び第2項並びに第33条第1項の規定の適用については、当該建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。

(避難上の安全の検証を行う区画部分に対する制限の特例)

第59条の4 令第128条の7第1項に該当する区画部分(同項に規定する区画部分をいう。)については、第22条第1項及び第2項(これらの規定中令第128条の4第4項に規定する内装の制限を受ける調理室等に係る部分を除く。次条及び第59条の6において同じ。)の規定は、適用しない。

(確認申請書等の添付書類)

第60条の4 次に掲げる確認申請書又は計画通知書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

- (1) 工場若しくは危険物の貯蔵場若しくは処理場の用途に供する建築物又は令第138条第4項第1号若しくは第5号に掲げる工作物に係る確認申請書又は計画通知書
- (2)-(4) (略)

(記載事項の変更届)

第60条の6 法、令又はこの条例の規定による許可、認定又は確認(以下「許可等」という。)を受けた者は、当該許可等を受けた建築物、建築設備又は工作物の工事完了前に当該申請書に記載した事項の変更(法又はこの条例の規定により変更の承認又は確認を要するものを除く。)があったときは、速やかに、規則で定める書類を添付して市長又は建築主事若しくは建築副主事に届け出なければならない。

(取りやめ届)

第60条の7 許可等を受けた者は、当該許可等を受けた行為を取りやめたときは、速やかに、規則で定める書類を添付して市長又は建築主事若しくは建築副主事に届け出なければならない。

(許可等の取消し)

第60条の8 市長又は建築主事若しくは建築副主事は、虚偽の申請その他不正の行為により許可等又は第60条の5第1項の承認を受けたと認めるときは、当該許可等又は同項の承認を取り消すことができる。

(罰則)

第61条 第2条第1項若しくは第3項(第3条第2項において準用する場合を含む。)、第3条第1項、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条、第12条、第13条第1項、第14条第1項若しくは第2項、第16条、第18条第1項若しくは第2項、第19条、第20条、第22条第1項若しくは第2項、第25条、第26条、第31条から第33条まで、第34条第1項、第35条から第36条の2まで、第38条から第44条まで、第45条第1項若しくは第3項から第5

火設備とみなし、第6条ただし書、第8条、第22条第1項及び第2項並びに第33条第1項の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。

(避難上の安全の検証を行う区画部分に対する制限の特例)

第59条の4 令第128条の6第1項に該当する区画部分(同項に規定する区画部分をいう。)については、第22条第1項及び第2項(これらの規定中令第128条の4第4項に規定する内装の制限を受ける調理室等に係る部分を除く。次条及び第59条の6において同じ。)の規定は、適用しない。

(確認申請書等の添付書類)

第60条の4 次に掲げる確認申請書又は計画通知書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

- (1) 工場若しくは危険物の貯蔵場若しくは処理場の用途に供する建築物又は令第138条第3項第1号若しくは第5号に掲げる工作物に係る確認申請書又は計画通知書
- (2)-(4) (略)

(記載事項の変更届)

第60条の6 法、令又はこの条例の規定による許可、認定又は確認(以下「許可等」という。)を受けた者は、当該許可等を受けた建築物、建築設備又は工作物の工事完了前に当該申請書に記載した事項の変更(法又はこの条例の規定により変更の承認又は確認を要するものを除く。)があったときは、速やかに、規則で定める書類を添付して市長又は建築主事_____に届け出なければならない。

(取りやめ届)

第60条の7 許可等を受けた者は、当該許可等を受けた行為を取りやめたときは、速やかに、規則で定める書類を添付して市長又は建築主事_____に届け出なければならない。

(許可等の取消し)

第60条の8 市長又は建築主事_____は、虚偽の申請その他不正の行為により許可等又は第60条の5第1項の承認を受けたと認めるときは、当該許可等又は同項の承認を取り消すことができる。

(罰則)

第61条 第2条第1項若しくは第3項(第3条第2項において準用する場合を含む。)、第3条第1項、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条、第12条、第13条第1項、第14条第1項若しくは第2項、第16条、第18条第1項若しくは第2項、第19条、第20条、第22条第1項若しくは第2項、第25条、第26条、第31条から第33条まで、第34条第1項、第35条から第36条の2まで、第38条から第44条まで、第45条第1項若しくは第3項から第5

項まで又は第49条から第53条までの規定に違反した場合における当該建築物又は建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物又は建築設備の工事施工者）は、50万円以下の罰金に処する。

- 2 前項に規定する違反があった場合において、その違反が建築物の建築主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築物の建築主又は建築設備の設置者に対しても、同項の罰金刑を科する。

項まで又は第49条から第53条までの規定に違反した場合における当該建築物又は建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物又は建築設備の工事施工者）は、50万円以下の罰金に処する。

- 2 前項に規定する違反があった場合において、その違反が建築物の建築主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築物の建築主又は建築設備の設置者に対しても、同項の罰金刑を科する。